

不動産特定共同事業法事務ガイドライン新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>8 - 3 - 5 不動産特定共同事業契約の成立前の書面の交付（法第24条第1項）</p> <p>(1) <u>法第24条第1項の規定により交付される不動産特定共同事業契約の成立前の書面において、規則第8条に規定する約款の内容が記載されていること。</u></p> <p>(2) <u>法第24条第1項の規定により行う説明については、申込者に不動産特定共同事業契約の内容及びその履行に関する事項を理解させることを目的に行うものである。この目的を踏まえ、説明にあたっては、図表等を適宜用いる等投資家の理解を深めるために適切に実施されるものであること。</u></p>	<p>8 - 3 - 5 不動産特定共同事業契約の成立前の書面の交付（法第24条第1項）</p> <p><u>法第24条第1項の規定により交付される不動産特定共同事業契約の成立前の書面において、規則第20条第1項第6号から第22号までに掲げる事項として規則第8条に規定する約款の内容が記載され、かつ、規則第20条に基づき書面に記載すべき出資の単位が、次のとおりとなっていること。</u></p> <p>(1) <u>不動産特定共同事業契約に係る金銭の出資額については、5百万円以上</u></p> <p>(2) <u>現物の出資額については、百万円以上</u></p>
<p>8 - 3 - 6 不動産特定共同事業契約成立時の書面の交付（法第25条第1項）</p> <p><u>法第25条第1項の規定により交付される不動産特定共同事業契約の成立時の書面において、規則第8条に規定する約款の内容が記載されていること。</u></p>	<p>8 - 3 - 6 不動産特定共同事業契約成立時の書面の交付（法第25条第1項）</p> <p><u>法第25条第1項の規定により交付される不動産特定共同事業契約の成立時の書面において、同条第1項第1号から第7号及び規則第21条第1項第3号から第11号までに掲げる事項として、規則第8条の規定に基づき記載された約款の内容が記載されていること。</u></p>